

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 10 件

厚生年金関係 10 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和62年1月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年1月31日から同年2月1日まで

厚生労働省の記録によると、B株式会社における資格喪失日が昭和62年1月31日になっており、次の有限会社Aにおける資格取得日が同年2月1日になっているため、厚生年金保険の被保険者期間に1か月の空白がある。

関連会社の異動であり、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る給料支払明細書及び雇用保険の加入記録から、申立人は、B株式会社及び同社の関連会社である有限会社Aに継続して勤務し（B株式会社から有限会社Aに異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人から提出された昭和61年11月の給料支払明細書に「A」の記載があること及び雇用保険の加入記録から、62年1月31日とすることが妥当である。

また、オンライン記録によると、有限会社Aは、昭和62年2月1日付け（記録訂正後の現在は、昭和62年1月31日）で厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できるところ、商業登記簿謄本から、同社は61年10月*日に設立されている

ことが確認でき、申立人を含め5人以上の従業員が継続して勤務していたことが推認できることから、申立期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した昭和62年1月分の給料支払明細書の保険料控除額から、47万円とすることが妥当である。

一方、B株式会社及び有限会社Aの商業登記簿謄本によると、申立人は、両社において役員に就任しておらず、有限会社Aの社会保険事務については、給与計算及び社会保険料の納付のみ担当していたとしているところ、当時の同僚は、社会保険の加入について最終的な決定権限があったのは事業主であったと供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、有限会社Aにおいて、社会保険事務の一部を担当していたものの、得喪関係の届出事務には関与していなかったものと推認されることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項ただし書に規定される「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当しないものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、有限会社Aは、申立期間において適用事業所の要件を満たしながら社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を26万円にすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和59年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成22年7月31日

株式会社Aから支給された申立期間の賞与について、年金事務所に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された平成22年7月31日支給の賞与明細書において、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、上記賞与明細書の保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を25万円にすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年7月31日

株式会社Aから支給された申立期間の賞与について、年金事務所に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された平成22年7月31日支給の賞与明細書において、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、上記賞与明細書の保険料控除額から、25万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を25万円にすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年7月31日

株式会社Aから支給された申立期間の賞与について、年金事務所に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された平成22年7月31日支給の賞与明細書において、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、上記賞与明細書の保険料控除額から、25万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を36万円にすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成22年7月31日

株式会社Aから支給された申立期間の賞与について、年金事務所に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された平成22年7月31日支給の賞与明細書において、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、上記賞与明細書の保険料控除額から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を20万円にすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年7月31日

株式会社Aから支給された申立期間の賞与について、年金事務所に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された平成22年7月31日支給の賞与明細書において、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、上記賞与明細書の保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を18万円にすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 22 年 7 月 31 日

株式会社Aから支給された申立期間の賞与について、年金事務所に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された平成22年7月31日支給の賞与明細書において、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、上記賞与明細書の保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 3 日

年金事務所からの連絡により、A株式会社B店において支払われた申立期間の賞与の記録が欠落していることが分かった。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので当該申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細書において、申立人は、A株式会社から賞与の支払を受け、賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社が加入しているC基金は、「申立人に係る賞与記録は確認できない。」と回答している上、事業主は賞与支払届の提出を行っていないことを認めていることから、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の有限会社Aにおける資格喪失日は、昭和49年1月20日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、6万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月30日から49年1月20日まで
有限会社AからB株式会社へは、空白期間なく移籍したが、年金事務所の記録では、昭和48年12月30日に有限会社Aに係る資格を喪失し、49年1月21日にB株式会社に係る資格を取得していることから、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間においても、有限会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、事業所別被保険者名簿の記録によると、申立人の資格喪失日の記録は、当初、昭和49年1月20日と記録されていたが、有限会社Aが厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日より後の同年3月26日付けで、遡って、48年12月30日に記録が訂正されていることが確認できる。

さらに、申立人と同様に有限会社AからB株式会社に移籍した同僚3人についても、有限会社Aに係る資格喪失日の記録が遡って訂正されていることが確認できるところ、そのうちの二人は、申立期間の勤務は継続し、給料の未払も無かったことを供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和48年12月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、事業

所別被保険者名簿の当初の記録である49年1月20日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の有限会社Aにおける昭和48年11月の事業所別被保険者名簿の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和45年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年7月30日から同年8月1日まで

国の記録によれば、A株式会社B工場における厚生年金保険被保険者資格喪失日が、昭和45年7月30日と記録されているが、同年8月1日に、同社C工場へ異動しただけであり、申立期間についても、継続して同社B工場に勤務していた。当該記録に納得がいかないため、第三者委員会で調査の上、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された人事異動記録及び同僚の証言から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和45年8月1日に同社B工場から同社C工場へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B工場における昭和45年6月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

埼玉国民年金 事案 5090 (事案 2448 及び 3295 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

A 町に住んでいたとき、近所の人のお勧めで、私の夫が、A 町役場で私の昭和 36 年 4 月からの国民年金の加入手続きをしてくれ、保険料は私が集金人に納めていた。申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。今回は、申立期間に係る家計簿を新たな事情として再々申立てしたものである。

第 3 委員会の判断の理由

1 申立人は、A 町に住んでいたとき、その夫が、A 町役場で自分の昭和 36 年 4 月からの国民年金の加入手続きを行い、保険料は自分が集金人に納めていたとしているが、当初の申立てについては、申立人に係る国民年金の手帳記号番号は、申立期間後の 40 年 10 月に払い出されており、申立期間は国民年金の任意加入適用期間のため、制度上、遡って保険料を納付することはできないこと、及び申立期間に係る保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 11 月 4 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、2 回目の申立てについては、申立期間当時の集金人の氏名等の提出があったが、当該集金人は既に他界しているため証言が得られず、保険料の納付状況が不明であることから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 6 月 23 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 今回、申立人は、申立期間に係る昭和 38 年の家計簿を所持しており、同家計簿によると、同年 5 月 1 日及び同年 6 月 5 日に「Bへ 100 円」の記載があり、この記載が、申立期間当時、集金人に納めた国民年金保険料であるとしている。

しかしながら、当委員会において、オンライン記録で氏名検索及び払出簿検索を行うとともに、日本年金機構C事務センターが保管するA町に係る国民年金手帳記号番号払出簿（紙台帳）を閲覧したが、上記1のとおり、昭和 40 年 10 月に払い出された国民年金手帳記号番号以外、申立人に申立期間に係る別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は、国民年金の任意加入適用期間であり、未加入のため、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人から提出のあった家計簿の記載からは、申立期間当時の保険料納付をうかがわせる事情をくみ取ることまではできないことから、委員会の当初からの決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から 48 年 3 月 1 日まで

A市のB事業所（現在は、C事業所）に昭和45年4月1日から勤務したが、厚生年金保険の加入は48年3月1日からとなっている。当時の給与明細書によると保険料の控除が確認できるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は、昭和45年4月1日からB事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、申立人が提出した昭和45年4月分の給与明細書には、保険料として400円の控除が記載されていることが確認できるが、事業主は、「申立人に係る資料は、履歴書及び失業保険被保険者資格取得確認通知書が残っているのみで申立てについては不明である。給与明細書に記載された保険料400円については、当時の担当者が死亡しているため分からない。」と回答している。

また、適用事業所名簿によると、B事業所は、昭和48年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人を含む28人が資格を取得しているが、連絡先の判明した13人に照会したところ、7人から回答があり、そのうちの一人が、「厚生年金保険の適用になる前は、所長の家族のような形で医療保険に加入していた。医者に掛かる時は、事業所から健康保険証を借りて診察を受けたが、受付で、本当は個人で入るべきなのと言われたことがある。400円は健康保険料だと思う。」と供述している。

さらに、上記回答者のうち、ほかの一人が、「厚生年金保険に加入すると手取りが少なくなると反対する人がいて、なかなか加入できなかった

た。」と供述している上、事業主は、厚生年金保険適用前の健康保険については不明と回答している。

なお、D県におけるE職、従業員及びその家族を加入の対象としているF組合は、当時の資料が無いため申立人の加入状況については不明であると回答しているが、当該組合が提出した昭和45年度及び47年度の「歳入歳出予算算出の基礎」によると、家族及び従業員の保険料月額400円の記載を確認できる。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉（群馬）厚生年金 事案 7312

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで
有限会社Aに勤務し平成 15 年 1 月から 16 年 6 月末まで厚生年金保険に加入していた。ところが、日本年金機構の記録では 6 月 30 日が資格喪失日となっている。同日まで勤務していたので資格喪失日は 7 月 1 日のはずだ。正しい資格喪失日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、有限会社Aに平成 16 年 6 月 30 日まで勤務し、厚生年金保険に加入していたので、資格喪失日は同年 7 月 1 日であると主張している。

しかしながら、事業主から提出された申立人のタイムカード、労働者名簿の退職日、雇用保険の記録から、申立人の当該事業所における退職日は、平成16年6月29日であったと認められる。

また、事業主から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の記録から、事業主が、申立人の被保険者資格喪失日を平成 16 年 6 月 30 日と届け出たことが確認できる。

一方、厚生年金保険法では、第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また、同法第 14 条においては、資格喪失の時期は、「その事業所に使用されなくなった日の翌日」とされていることから、申立人の資格喪失日は、平成 16 年 6 月 30 日であり、申立人の主張する同年 6 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月 1 日から 54 年 2 月 15 日まで
昭和 47 年 3 月 1 日から 54 年 2 月 15 日まで A 有限会社（現在は、株式会社 B）に勤務したが、年金記録を確認したところ、当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が A 有限会社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、事業主は、「申立人については厚生年金保険の加入記録が無く、申立てどおりの届出は行っていない。」と回答しているところ、事業主が保管する厚生年金保険の加入者台帳に申立人の氏名は確認できない。

また、事業主は、「当時、従業員を厚生年金保険と雇用保険に同時に加入させていた。」と回答しているが、申立人の A 有限会社における雇用保険の加入記録は確認できない。

さらに、A 有限会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無いほか、同原票に記載されている資格取得日等の記録は、事業主が保管する上述の加入者台帳に記載されている記録と一致している。

加えて、申立期間に A 有限会社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している 95 人のうち、所在が判明した 40 人に照会したところ、18 人から回答があったが、いずれも当時の同社における社会保険の取扱いや申立人の申立期間における厚生年金保険料控除の有無については不明としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月から 54 年 12 月まで

年金記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。申立期間はA株式会社（B市のB店）の食料品売り場に勤務していた。仕事は、C店開設のための陳列台の作成などであった。正社員として勤務していたことに相違ないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人がA株式会社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A株式会社は、昭和 54 年 1 月 1 日に健康保険厚生年金保険適用事業所となっており、申立期間の一部は適用事業所ではないことが確認できる上、事業主は、「当時の関係資料が保管されていないため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している。

また、申立人は、正社員として勤務していたと申述しているが、同僚の一人は「各売り場には、正社員が責任者として一人いた。他の従業員は、正社員ではなかったと思う。」と供述し、別の同僚からも申立人が正社員であったことを確認できる証言は得られなかった。

さらに、当時、A株式会社本社の社会保険事務の担当であった者は「申立人については、分からないが、当時は、店舗勤務の者は、現地採用であり従業員の出入りも多かったため、正社員以外の従業員の把握が正確にできていなかったと思う。正社員以外の失業保険や社会保険の加入については分からない。」と回答している。

加えて、同僚の一人は、「申立人に記憶はあるが、厚生年金保険の加入状況や保険料の控除等については分からない。自分の入社時には、社会保険に関心も無かったし、会社からの説明は無かった。当時は、正社員でない者が多かったため、会社から健康保険被保険者証を受け取った時に初めて、自分が正社員であったことを認識した。」と回答しているところ、複数の同僚は、「申立人に記憶はないので分からないが、当時、社会保険加入は正社員のみであった。」旨の証言をしている上、同僚の一人は、「会社が社会保険に加入する前は、厚生年金保険料は控除されてなかったので、国民年金を納めていた。」と回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A株式会社に係る新規適用時の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号は連番で付番され欠番も無い上、当該事業所における申立人の雇用保険被保険者記録も確認できない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。